

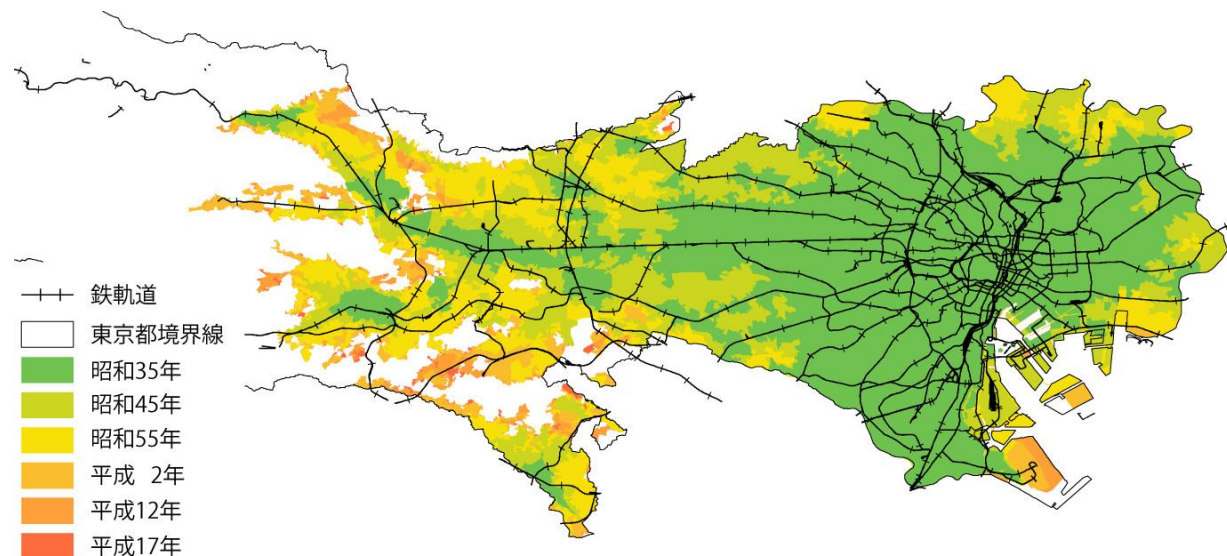
## 立地に応じた住宅施策のあり方【資料集】

- ◇ 住宅市街地の現状 ..... 1
- ◇ 東京都が目指すべき将来像 ..... 13

# 人口集中地区の状況

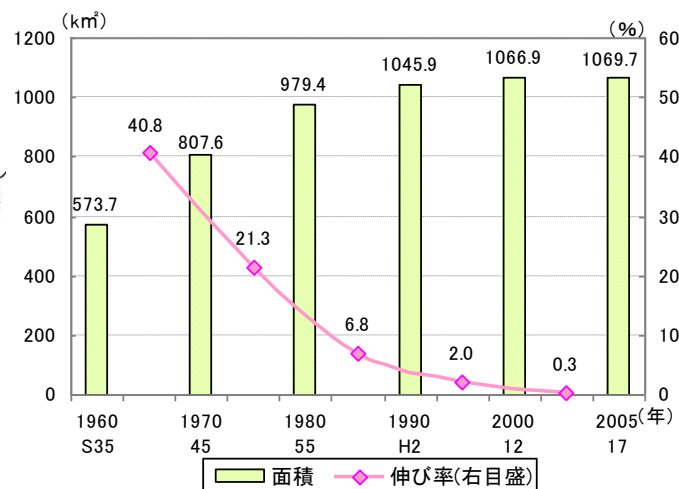
- 人口集中地区（DID地区）が設定されるようになった1960年以降の人口集中地区の拡大状況を見ると、
- ・ 1980年頃までは高度経済成長期の大量の人口流入に伴い、人口集中地区（DID地区）は急速に拡大した。
  - ・ 1980年以降は拡大のペースが弱まり、バブル経済期の頃までにほぼ終息した。

## 人口集中地区(DID地区)の拡大(東京都内)



(資料)(国土数値情報ダウンロードサービスより作成)

## 人口集中地区の面積の推移



(資料)「国勢調査」(総務省)

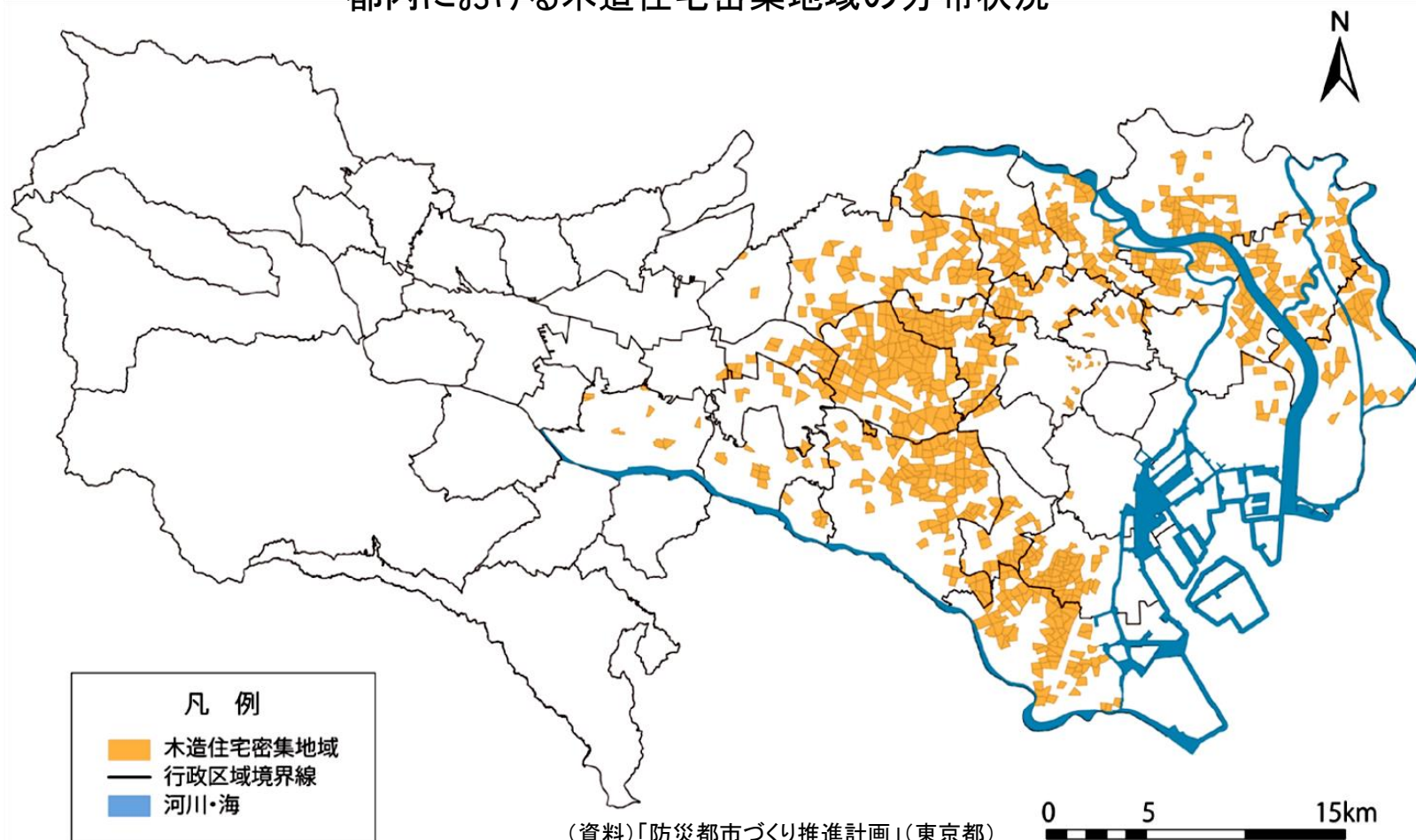
人口集中地区（DID地区）：

- ・ 原則として、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいう。
- ・ 都市的地域と農村的地域の分けや、狭義の都市としての市街地の規模を示す指標として使用される。

# 木造住宅密集地域

- ・戦後の急速な市街化などにより形成された木造住宅密集地域は、都内約16,000haであり、山手線外周部を中心に広域に分布している。

都内における木造住宅密集地域の分布状況



# 防災都市づくり推進計画

- 都では、「防災都市づくり推進計画」（平成22年1月改定）を定め、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域を「整備地域」に指定し、防災都市づくりに係る施策を展開している。（整備地域：28地域、約7,000ha）

## 防災都市づくり推進計画（平成22年1月改定）

東京都震災対策条例に基づき、地震に強い防災都市づくりを推進するための計画

### ○ 施策の基本方針（平成21年度～37年度）

- ・整備地域等の改善

特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域を**整備地域(7,000ha)**に指定

- ・延焼遮断帯の整備

- ・緊急輸送道路の機能確保

- ・避難場所等の確保

### ○ 整備プログラム（平成21年度～27年度）

- ・整備地域、延焼遮断帯等の具体的な整備計画



市街化区域

整備地域

# 木密地域不燃化10年プロジェクト

- 都では、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させる取組を行っている。

## 《取組の方針》

特に甚大な被害が想定される整備地域(約7,000ha)を対象に、10年間の重点的・集中的な取組を実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにする

- ◆整備地域における不燃領域率 平成32年度までに70%
- ◆整備地域における主要な都市計画道路の整備 平成32年度までに100%

## 《具体的取組》

### 区と連携した市街地の不燃化の促進(不燃化特区制度)

- 防災都市づくり推進計画に定める整備地域(約7,000ha)の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を、平成25年3月に創設した不燃化特区制度に基づき指定し、地区の状況に応じた支援を実施
- 平成27年4月現在52地区で取組を実施し、建物の除却、建替え、全戸訪問等を実施

### 延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備

- 整備地域内の延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路を対象に特定整備路線を指定(28区間、延長約26キロメートル)
- 特定整備路線にかかる地権者等に対して、生活再建等のための特別の支援を実施
- 全ての区間において地元説明会を開催し、順次、事業化に向け測量作業などを実施

### 地域における防災まちづくりの気運醸成

### 不燃化特区内における都税の減免措置

- 一定の要件を満たす、不燃化のために建替えを行った住宅及び老朽住宅を除却した土地について、固定資産税・都市計画税を減免



# 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- ・地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがある。
- ・また、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念される。
- ・このため、都は、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路をあらかじめ指定し、沿道建築物について、助成事業（耐震診断・耐震改修・補強設計・建替え・除却）やアドバイザー無料派遣などにより、重点的に耐震化を促進している。

## 緊急輸送道路図

特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるもの



平成23年東京都告示第1010号に基づく特定緊急輸送道路  
(耐震改修促進法第5条第3項第2号の道路として指定)

- 高速道路
- 高速道路以外

特定緊急輸送道路以外の閉塞を防ぐべき道路  
(耐震改修促進法第5条第3項第3号の道路として指定)

(資料)東京都耐震改修促進計画(平成26年4月1日変更)より

# 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた取組

## 1 条例※1による耐震診断の義務化をはじめとする規制誘導策を実施

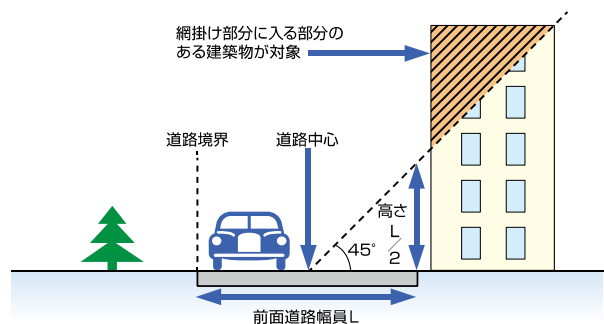
※1 東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23(2011)年4月施行）

### ■対象建築物

次のすべての条件を満たす建築物

- ・旧耐震基準で建築されたもの
- ・特定緊急輸送道路※2の沿道にあるもの
- ・道路幅員のおおむね  $1/2$  を超える高さ

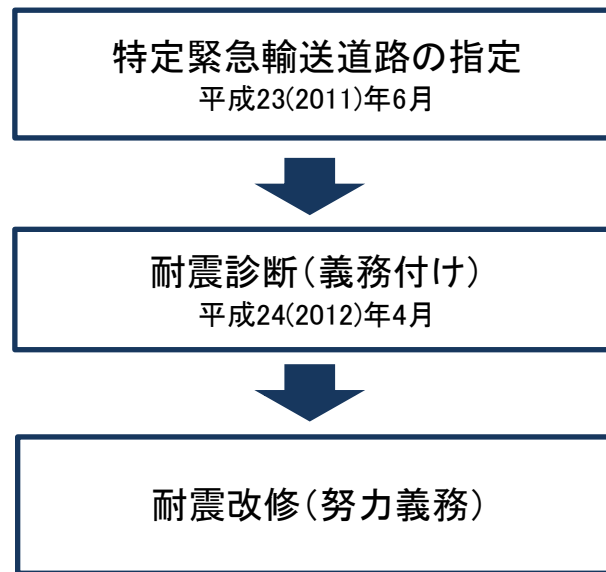
※2 特に重要で早急に沿道建築物の耐震化を図るべき道路として条例に基づき指定



特定緊急輸送道路：約1,000 km

特定緊急輸送道路沿道建築物：約4,800棟  
（うちマンション用途約1,200棟）

### ■条例の基本的枠組み



●義務の対象建物を特定

●指導・助言・指示  
●実施の有無の公表  
（平成27(2015)年2月から、順次実施）  
●診断実施命令

●指導・助言  
●指示

耐震改修促進法の改正（平成25(2013)11月施行）を受け、特定緊急輸送道路を同法に基づく耐震診断義務付け道路として、東京都耐震改修促進計画に位置付け（平成26(2014)年4月）

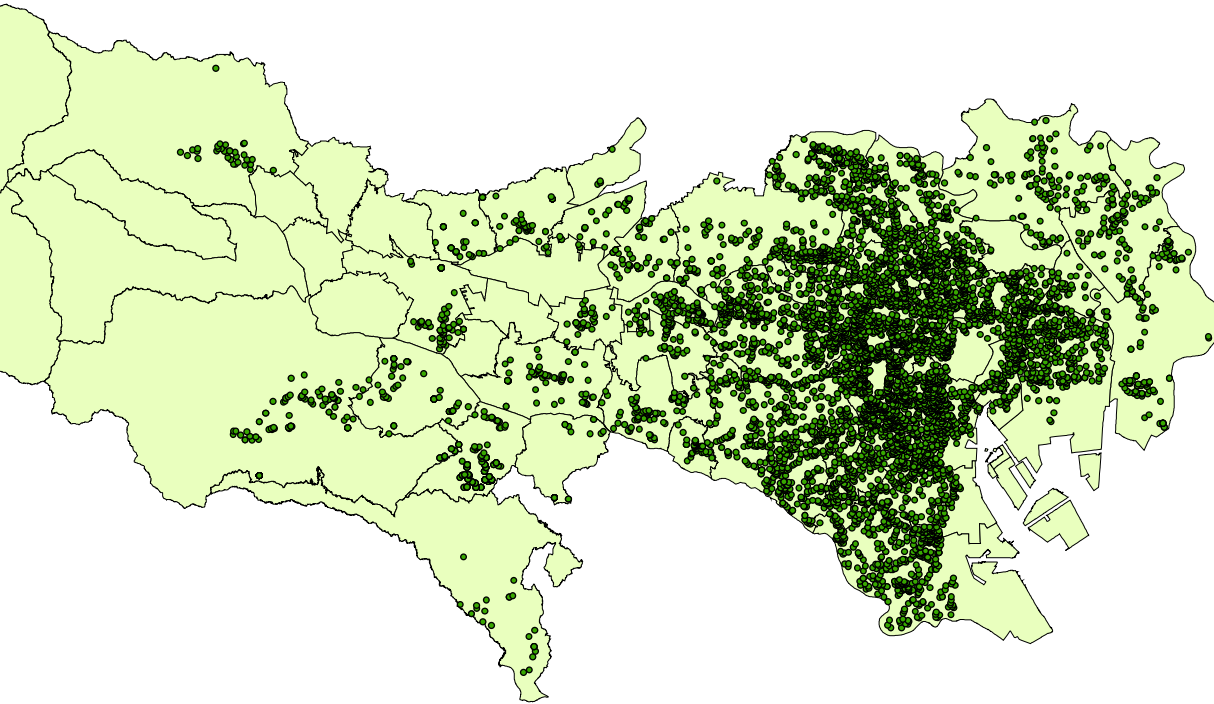
## 2 条例化に合わせ助成制度を拡充

- ・診断義務が課される路線については、原則全額補助を実施。
- ・耐震改修促進法が改正されたことに伴い、法に基づき特定沿道建築物に対する補助を拡充。合わせて分譲マンションに対する5,000㎡の面積要件を撤廃。

# マンションストックの状況

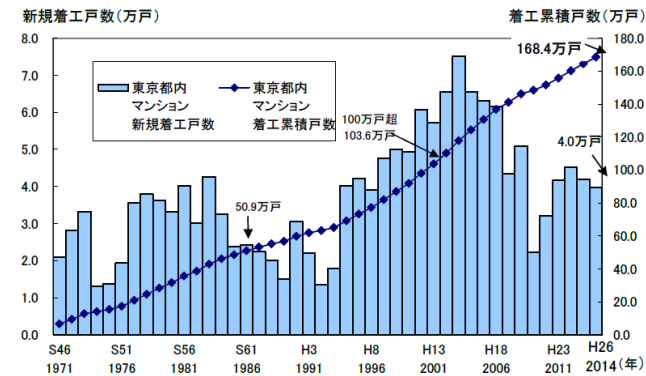
- ・マンションの新築着工戸数は近年4万戸程度で推移しており、ストック数（着工累積戸数）は約168万戸となっている。
- ・都内の高経年マンションは、都心部に集中して立地している。

## 築30年以上の分譲マンションの分布状況(都内)



(資料)東京都都市整備局

## マンション着工戸数及び累積戸数の推移

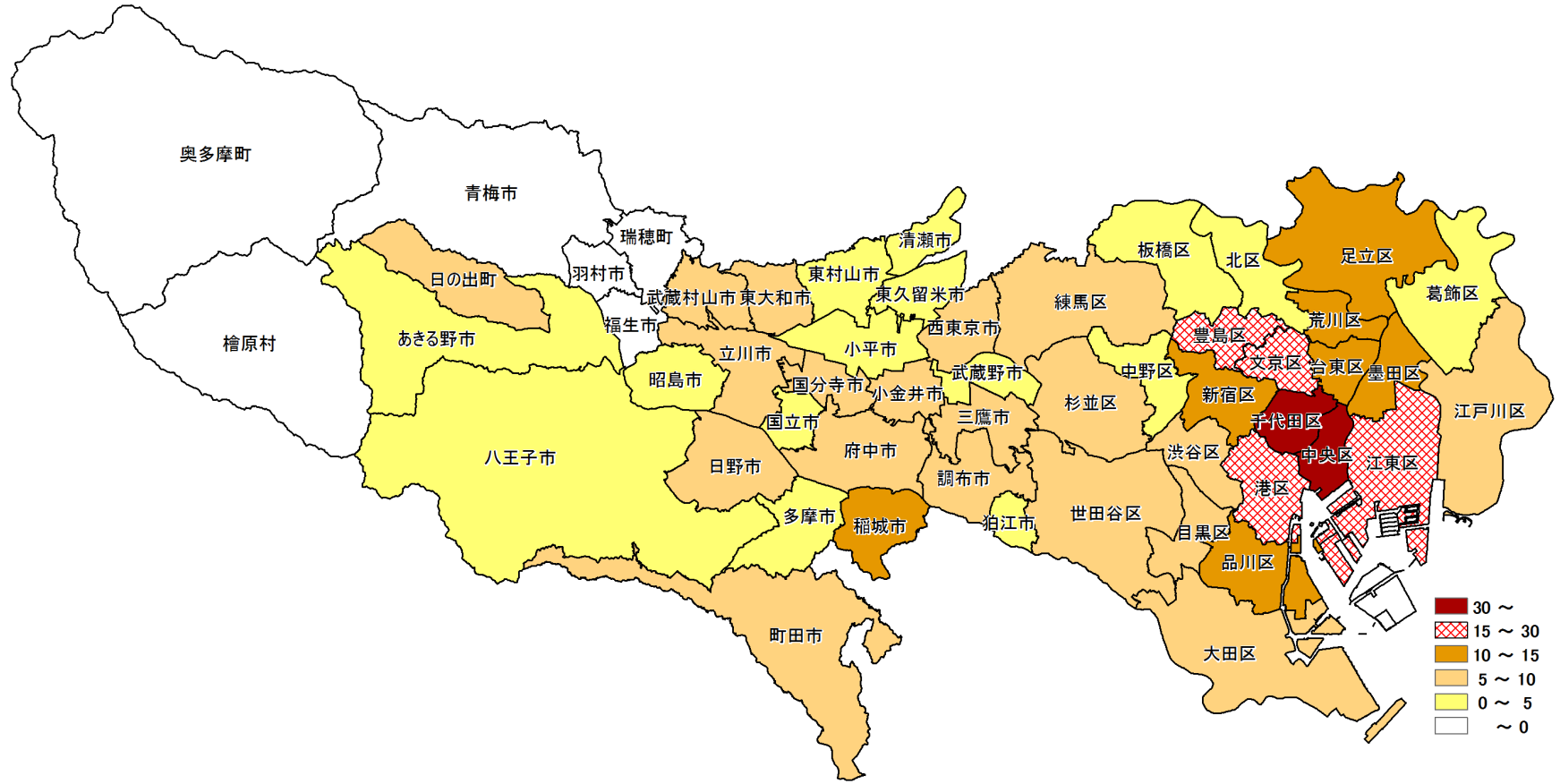


(資料) 住宅・土地統計調査/総務省、都建築統計年報、住宅着工統計/東京都都市整備局  
(備考) 1970年以前のストック集計は「平成10(1998)年住宅・土地統計調査」による。  
以降は、「住宅着工統計」による着工戸数を加算。



# 人口の増減

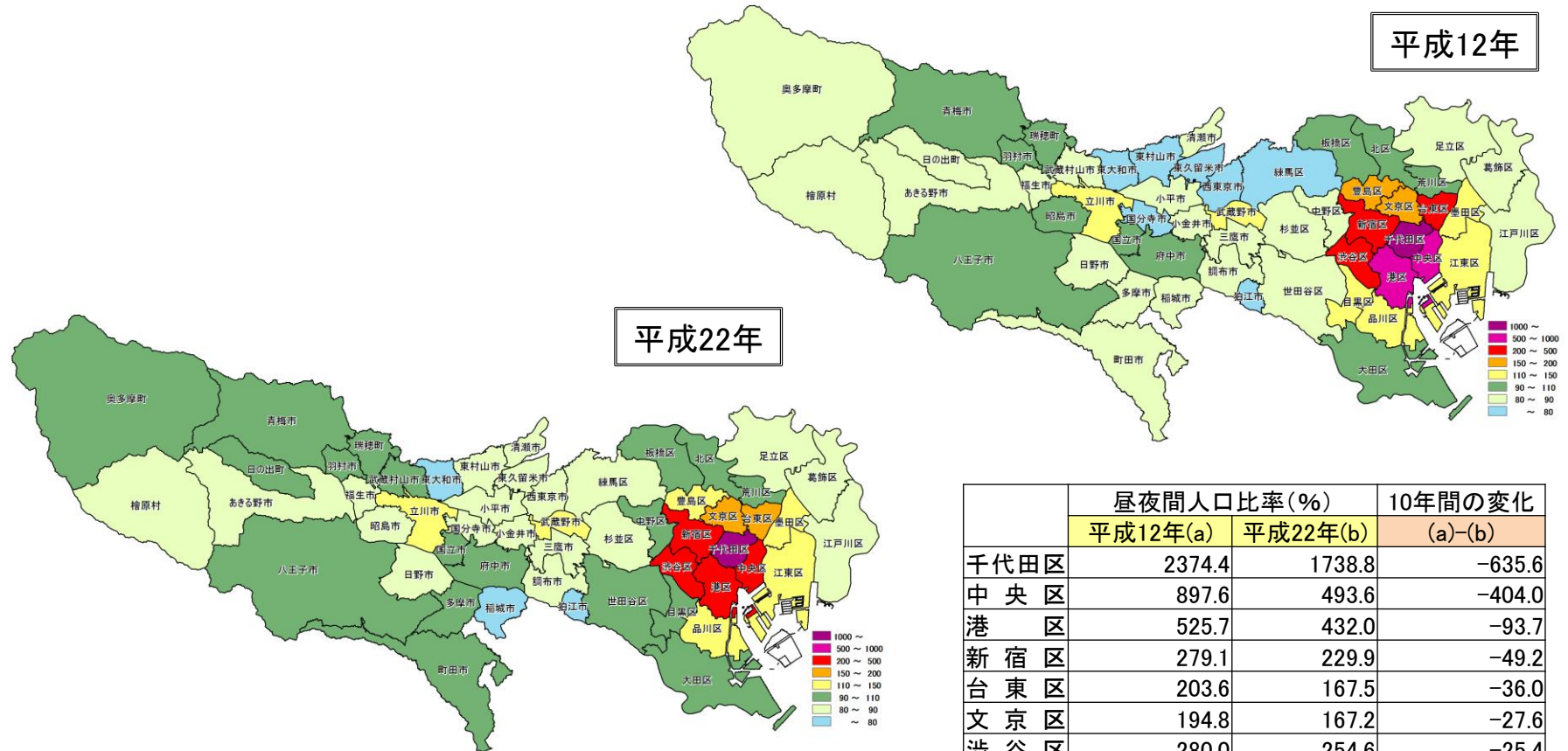
・最近10年間（平成17年～27年まで）の人口上昇率上位の区市町村を見ると、中央区（57.0%）、千代田区（33.6%）、港区（25.4%）、豊島区（17.9%）、江東区（17.9%）、文京区（17.1%）の順となっている。



(資料)人口の動き／東京都総務局

# 昼夜間人口比

- ・平成22年の昼夜間人口比が、平成12年に比べて10ポイント以上緩和したのは、千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、文京区、渋谷区、豊島区の8区である。
- ・この8区のうち、港区・豊島区・文京区では昼夜間人口ともに増加しているが、その他5区では夜間人口の増加と昼間人口の減少が同時に進行している。



	昼夜間人口比率 (%)		10年間の変化
	平成12年(a)	平成22年(b)	(a)-(b)
千代田区	2374.4	1738.8	-635.6
中央区	897.6	493.6	-404.0
港区	525.7	432.0	-93.7
新宿区	279.1	229.9	-49.2
台東区	203.6	167.5	-36.0
文京区	194.8	167.2	-27.6
渋谷区	280.0	254.6	-25.4
豊島区	164.7	148.6	-16.1

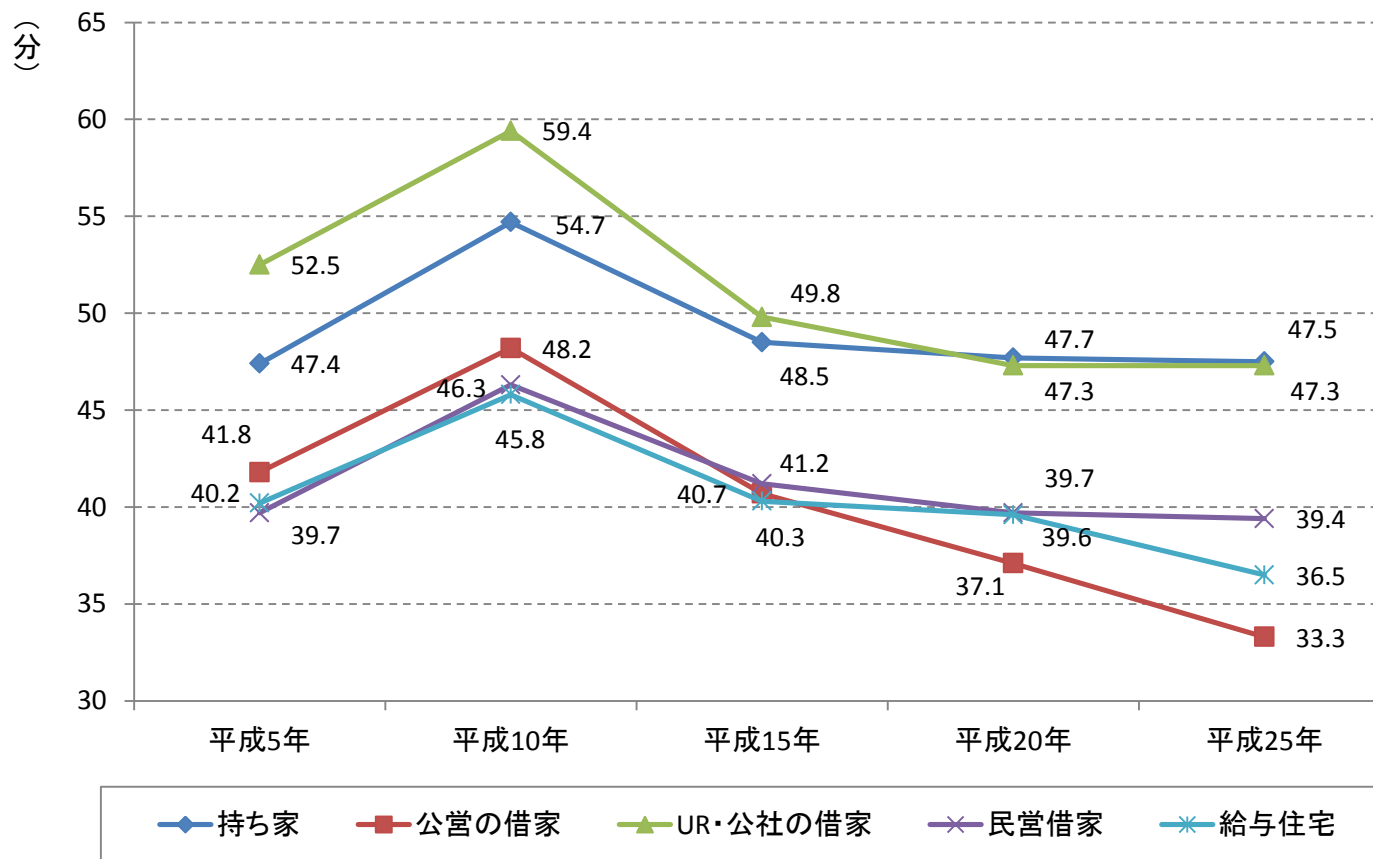
(資料)国勢調査／総務省統計局

※昼夜間人口比＝昼間人口(従業地・通学地による人口)／夜間人口(常住人口)

# 平均通勤時間の推移

・東京都における住宅の所有関係別平均通勤時間の推移をみると、平成5年から10年の間は通勤時間は長くなったが、その後は短縮傾向にある。

## 住宅の所有関係別通勤時間の推移



(資料)住宅・土地統計調査／総務省統計局

# 都心居住について

- ・1980年代からバブル期にかけて、東京への業務機能の集積が加速し、地価の高騰などから都心からの人口流出が起こったが、東京都住宅マスタープラン等を踏まえた都心居住施策の推進や、大規模な新規住宅供給などにより、人口、昼夜間人口比、平均通勤時間などからも都心部への人口回帰が進んだことが確認できる。

## 第1次東京都住宅マスタープラン(1991(平成3)年3月)

※東京都住宅マスタープランの一部を要約

- ・区部の中心部においては、住宅地の業務系への用途転換が急速に進んだことなどの結果、定住人口の著しい減少を招き、地域によってはコミュニティの崩壊が進みつつある。
- ・都市部に集中した業務機能を適切に分散するとともに、区部中心部における定住人口の確保・回復に資する住宅政策を展開する。
- ・特定街区、用途別容積型地区計画制度などの制度の活用などの住宅施策を展開する。
- ・都心居住回復ゾーン(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区)を重点供給地域として指定し、住宅供給の促進により定住人口の維持・回復を図る。

## 第2次東京都住宅マスタープラン(1997(平成9)年3月)

- ・人口の空洞化やファミリー世帯の減少によって、高齢者に偏った人口構成、職住一体型の地域産業の衰退、地域コミュニティの衰退、地域の安全性の低下、長年培われてきた文化や伝統の喪失、活力や魅力の減退等が懸念される。
- ・都心共同住宅供給事業等の多様な事業・制度の活用や公共住宅の的確な供給などにより、都心居住の総合的・計画的な推進を図る。
- ・都心居住を効果的に推進するため、都心居住の推進を図るべき地域(環状七号線と都市高速湾岸線に囲まれた地域)を重点供給地域として指定する。

## 第3次東京都住宅マスタープラン(2002年(平成14)年2月)

- ・都心地域では1997年(平成9)年頃から人口が増加し始め、マンションの建設ラッシュなどの影響で区部の人口は増加したが、人口空洞化や職住遠隔化の構造が改善されたとはいいがたい。
- ・民間活力との連携による職住が複合したプロジェクトの推進、都心居住推進施策の重点化・拡充などにより、職と住の近接が図られ、都民の活発な都市活動を生み出す都心居住を推進する仕組みをつくる。
- ・生活機能の充実とあわせた居住機能の回復により、高密度な中にもゆとりある職住が複合した住宅市街地を形成するため、23区全域を一つの重点供給地域として位置づける。

## 第4次東京都住宅マスタープラン(2007年(平成19)年3月)

- ・都心地域を始め住宅供給が活発化している一方で、良好な住環境の維持・形成の面での課題や、人口減少社会の到来が予想され、空き家や空き地が増加していくことが懸念される。
- ・都心地域をはじめ業務・商業機能等との調和を図りながら居住機能の強化を図るべき地域では、都市開発諸制度等の適切な運用や、都有地の有効活用、区との連携による都市再生促進事業の実施などにより、質の高い民間住宅の供給を促進し、職住のバランスのとれた複合市街地の形成を図る。
- ・区部については、都心居住を効果的に推進するため、23区全域を一つの重点供給地域として位置づける。

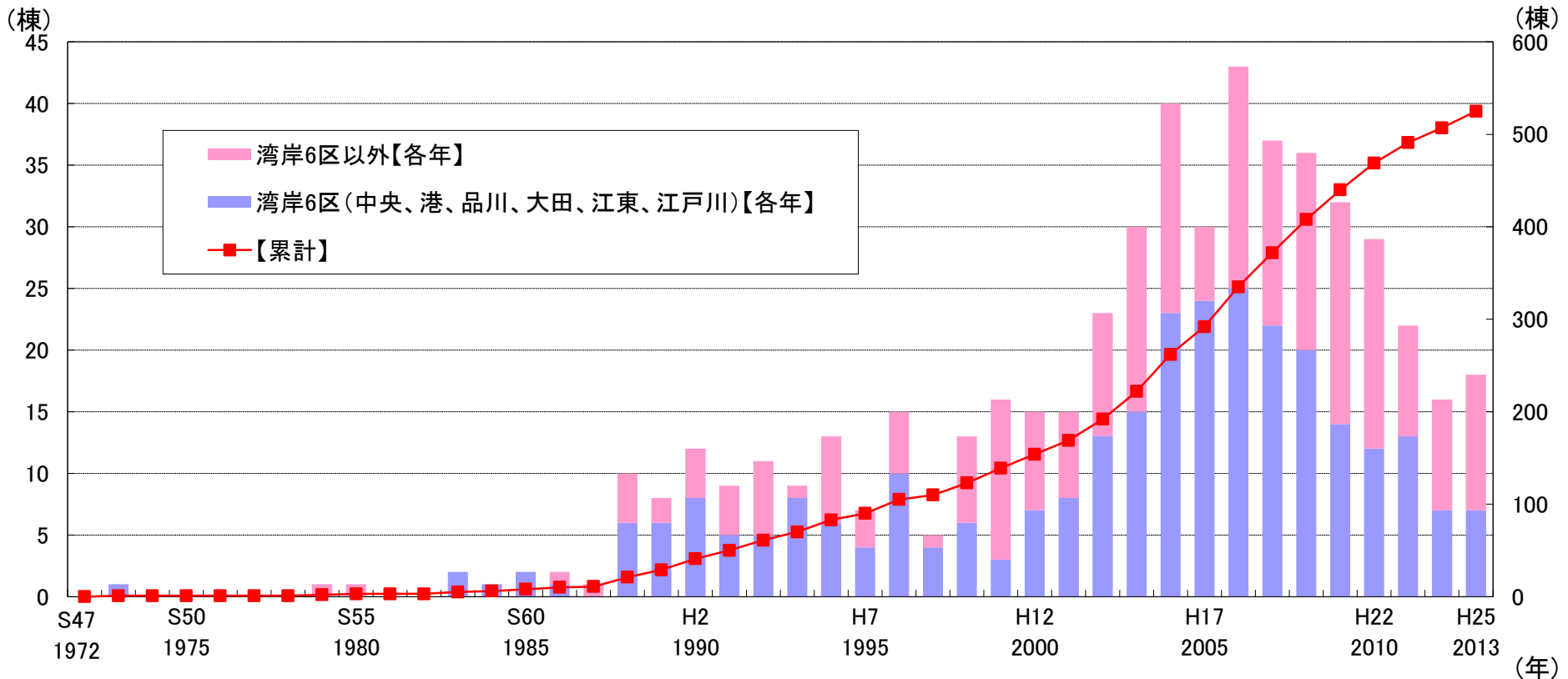
## 第5次東京都住宅マスタープラン(2012年(平成24)年3月)

- ・都心地域をはじめ業務・商業機能等との調和を図りながら居住機能の強化を図るべき地域では、都市開発諸制度等の適切な運用や、都有地の有効活用、区との連携による都市再生促進事業の実施などにより、質の高い民間住宅の供給を促進し、職住のバランスのとれた複合市街地の形成を図る。
- ・23区全域を一体の地域として居住機能の維持・向上を図るため、一つの重点供給地域として指定する。

# 超高層マンションの状況

- ・ 高さが60mを超える超高層マンションは、1980年代後半から急増し、2006年をピークに減少していたが、2013年は、前年比で増加に転じている。
- ・ これまでの累計上、湾岸6区に超高層マンション全体の約6割が集積している。

都内の超高層マンションの竣工棟数の推移



(資料) 1 「建築統計年報(平成25(2013)年度版)(東京都)に基づき、昭和39(1964)年から平成25(2013)年度末までに建築確認済みの棟数を算出(予定込み)。  
 2 住宅の用途を含む高さ60m以上の建築物(分譲・賃貸含む)。



# ◇ 東京都が目指すべき将来像

## 都市計画区域マスタープラン

- ・ 広域的には、東京圏全体の視点に立った都市構造として「環状メガロポリス構造」を実現する。
- ・ 身近な圏域では交通結節点などを中心に市街地を集約型の地域構造へ再編する。

### 【東京都が目指すべき将来像】

東京の都市構造

- 広域的には、東京圏全体の視点に立った都市構造として「**環状メガロポリス構造**」を実現

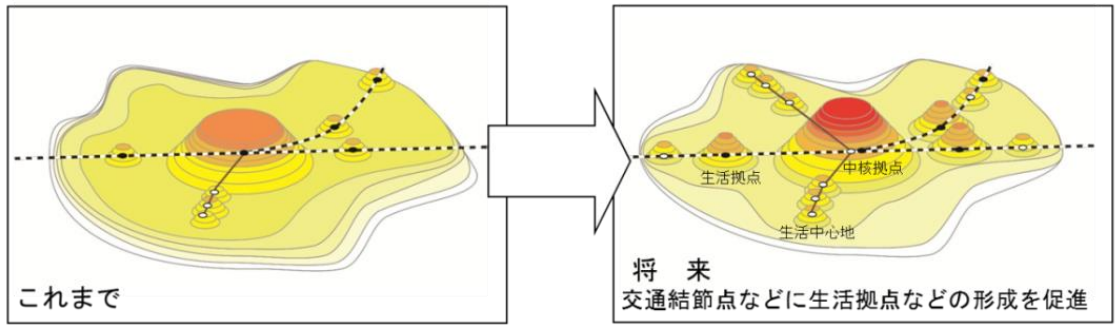


圏域全体の一体的な都市機能を発揮し、国際競争力を備えた魅力ある首都を実現

- 身近な圏域では交通結節点などを中心に市街地を**集約型の地域構造**へ再編
  - ⇒ 快適な都市生活と機能的な都市活動を確保し、誰もが暮らしやすいまちを実現
  - ⇒ 地域特性に応じた拠点(中核拠点、生活拠点、生活中心地)を育成



- 誰もが徒歩や公共交通を利用して暮らすことのできる生活圏の形成
- 環境先進都市に再構築していく上でも不可欠



(資料) 都市計画区域マスタープランより

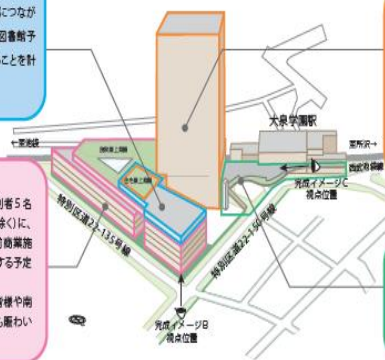
# ◇ 東京都が目指すべき将来像

## 拠点形成による住宅の供給（事例）

・主要駅周辺の生活拠点を形成する地域では、再開発等により、多様な都市機能とあわせて住宅が供給されている。

### 大泉学園駅周辺地区

#### ◆ 再開発の整備の概要



◆公益施設の整備について  
当再開発ビルには、5階部分に区民の皆様の利便性の向上につながる大泉区民事務所（移転）や、（仮称）地域活動支援センター、図書館予約資料の受取窓口を、地下1階には自転車駐車場を設置することを計画しております。

◆商業施設の整備について  
当事業の権利者である西武鉄道株式会社ならびに個人権利者5名は、低層棟のうち地下1階から地上4階（2階住宅駐車場を除く）に、平成27年春に株式会社西武プロパティーズが運営する駅前商業施設のオープンを予定しております。また、銀行施設2行も開設する予定となっております。  
新しい駅前商業施設では、大泉学園駅周辺にお住まいの皆様や南北に広がるバス路線網の利用者の利便性を向上させ、いつも賑わいにあふれた時間を過ごせるような施設を計画しております。

◆住宅施設の整備について（168戸）  
住宅部分は、お住まいになる方のニーズに対応できるよう、多彩な住戸バリエーション（2LDK～4LDK）を設定しているほか、ゲストルームやパーティースペース、ライブラリー、スカイデッキ、屋上庭園、トランクルーム等の充実した共用施設を設置する予定です。  
本物件の高層部には、地震による揺れの吸収能力を持つダンパーを組み込んだ「制震構造」を採用しているほか、停電時の必要機能維持を考慮した非常用発電機、各階ごとに防火倉庫の設置など、安心・安全な暮らしを実現する計画となっております。住宅部分（マンション）については、野村不動産株式会社が分譲いたします。

◆公共施設等の整備について  
当事業は再開発ビルの建設だけでなく、駅前広場やペDESTリアンデッキ、バスターミナル等の整備や道路の拡張などを一体的に行い、乗換等の交通施設機能の向上、歩行者の安全性の確保、交通の混雑解消を図る計画となっております。

#### ◆ 完成イメージ



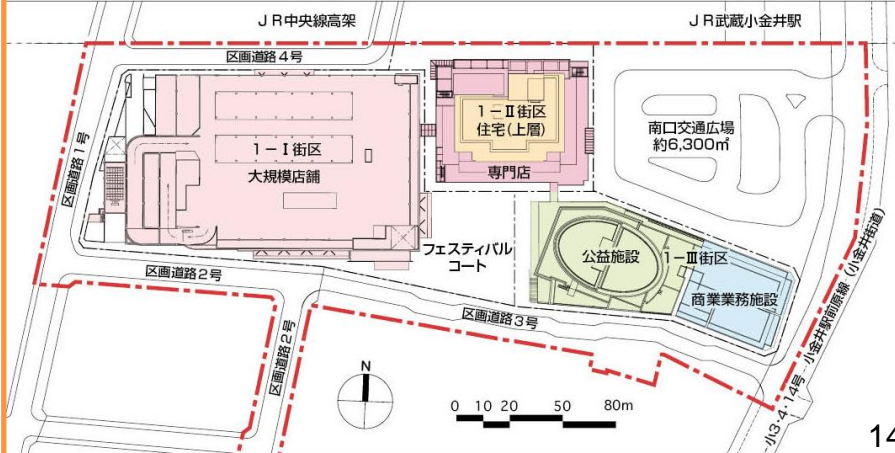
※掲載内容は今後変更になる場合がございます。（平成25年1月発行）

### 武蔵小金井南口地区



- 1-I 街区  
大規模店舗
- 1-II 街区  
専門店等、住宅（200戸）
- 1-III 街区  
公益施設、商業業務施設

#### ◆ 配置図





# 立地適正化計画（都市再生特別措置法の改正）（H26.8施行）

## 都市再生特別措置法の一部改正点

住宅及び医療施設、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置が講じられる旨が追記された。

### 都市機能誘導区域

- ①区域内に誘導すべき施設（「誘導施設」）について都市計画で「特定用途誘導地区」を定めた場合、用途・容積率規制を緩和
- ②誘導施設を整備する事業者への民間都市開発推進機構による出資等による支援
- ③区域外における誘導施設の建築等を事前届出・勧告の対象とする 等

### 居住誘導区域

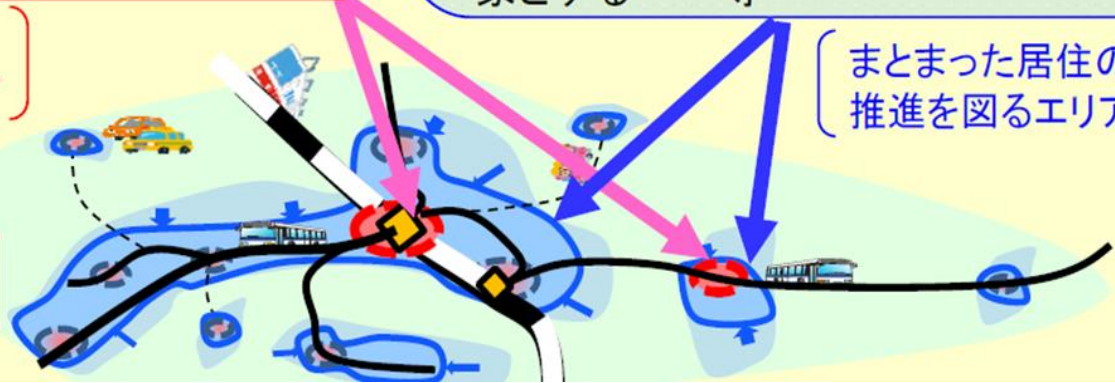
- ①住宅整備を行う民間事業者による都市計画・景観計画の提案制度を導入
- ②区域外における一定規模以上の住宅等の建築等を事前届出・勧告の対象とする
- ③区域外の一定の区域を「居住調整地域」として都市計画で定めた場合、一定規模以上の住宅等の建築等を開発許可の対象とする 等

生活サービス機能の計画的配置を図るエリア

まとまった居住の推進を図るエリア

### 公共交通

地域公共交通活性化再生法改正との連携（調和規定）



(資料)国土交通省HPより抜粋

# 立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている都市

(平成27年7月31日現在)

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村			
北海道	札幌市	新潟県	三上市	愛知県	東海市	島根県	大田市			
青森県	細路市		新発田市	津市	三重県		伊勢市	江津市	岡山市	
	青森市		小千谷市	桑名市			伊賀市	岡山市	倉敷市	津山市
	弘前市		見附市	名張市			彦根市	高梁市	広島市	高梁市
	八戸市		五泉市	亀山市			草津市	広島市	竹原市	三原市
岩手県	むつ市		上越市	守山市			守山市	宇都宮市	福山市	府中市
	花巻市		魚沼市	伊賀市			栗東市	野洲市	庄原市	大竹市
宮城県	北上市		胎内市	滋賀県			野洲市	湖南市	宇都宮市	宇都宮市
宮城県	大崎市		富山市	東近江市			京都市	長岡京市	山口県	山口市
秋田県	湯沢市		氷見市	長岡京市			南丹市	高槻市	萩市	萩市
山形県	鶴岡市	小矢部市	南丹市	高槻市		守口市	周南市	高松市		
福島県	福島市	入善町	高槻市	守口市	枚方市	丸亀市	丸亀市			
	郡山市	金沢市	枚方市	枚方市	茨木市	松山市	宇和島市			
	二本松市	小松市	枚方市	枚方市	豊原川市	八幡浜市	八幡浜市			
	国見町	輪島市	河内長野市	河内長野市	大東市	新居浜市	新居浜市			
	猪苗代町	福井市	大東市	大東市	箕面市	西条市	西条市			
茨城県	水戸市	小浜市	箕面市	箕面市	門真市	大洲市	大洲市			
	土浦市	大野市	門真市	門真市	高石市	伊予市	伊予市			
	高萩市	越前市	高石市	高石市	東大阪市	四国中央市	四国中央市			
	牛久市	越前町	東大阪市	東大阪市	豊能町	高知市	高知市			
	つくば市	高浜町	豊能町	豊能町	神戸市	南国市	南国市			
栃木県	宇都宮市	長野市	神戸市	姫路市	土佐市	土佐市	須崎市			
	栃木市	松本市	姫路市	姫路市	北九州市	北九州市	北九州市			
	日光市	上田市	姫路市	姫路市	久留米市	久留米市	久留米市			
	那須塩原市	小躰市	西宮市	西宮市	直方市	直方市	直方市			
群馬県	下野市	駒ヶ根市	西宮市	西宮市	飯塚市	飯塚市	飯塚市			
	前橋市	佐久市	西宮市	西宮市	行橋市	行橋市	行橋市			
	高崎市	千曲市	西宮市	西宮市	宗像市	宗像市	宗像市			
	館林市	安曇野市	西宮市	西宮市	小城市	小城市	小城市			
埼玉県	明和町	岐阜県	岐阜市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	邑楽町	関市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	川越市	静岡市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	本庄市	浜松市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	春日部市	沼津市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	戸田市	三島市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	志木市	富士市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
坂戸市	磐田市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市				
千葉県	碓氷市	静岡市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	香取市	湯川市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	佐倉市	藤枝市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	柏市	藤枝市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	市原市	藤枝市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
神奈川県	流山市	伊豆の国市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	相模原市	牧之原市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	小田原市	長岡京市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
新潟県	新潟市	長岡京市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			
	長岡市	岡崎市	和歌山県	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山市			

(参考例)

## □大阪府高槻市((仮称)高槻市立地適正化計画)

- 平成28年度の策定に向けて、平成26年度から検討に着手。
- 「計画の概要」や「本市の取組」については、平成26年9月の市議会にて報告

## □鹿児島市

- 平成28年度末の策定・公表に向けて、平成27年度には協議会等の設置及び開催や「基本的考え方の住民説明会」の開催を実施予定

## □栃木県宇都宮市

- 平成28年度末の計画策定・公表(都市機能誘導区域に関するもの)、平成30年度末までの計画策定・公表(居住誘導区域に関するもの)に向けて、平成26年10月から庁内検討組織の設置・開催、計画内容の検討を実施

(資料)国土交通省HPより抜粋



# 集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業（H25創設）

○ 人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の集約地域への移転に際し、旧建物の除却処分費や跡地の緑地化費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進するための事業

## ■ 計画作成の支援

対象計画：立地適正化計画  
広域的な立地適正化の方針  
低炭素まちづくり計画  
PRE活用計画

補助対象者  
地方公共団体

## ■ コーディネート支援

地域住民等の合意形成を図るために必要な  
専門家の派遣等に係る費用を支援

補助対象者  
地方公共団体  
民間事業者等

## ■ コア施設の移転促進の支援

誘導施設等の除却処分・緑地等整備の支援  
- 医療施設、社会福祉施設等(延床1,000㎡以上)  
- 商業施設（上記施設と一体的に立地）

補助対象者  
地方公共団体  
民間事業者等

## ■ 建築物跡地等の適正管理支援

跡地等管理区域における建築物跡地等の  
適正管理にかかる以下の費用を支援  
- 跡地管理方策に関する調査、検討経費  
- 跡地等管理協定を締結又は締結見込みの建築物跡地等の管理  
のための専門家派遣経費及び管理上必要な敷地整備経費

補助対象者  
地方公共団体  
民間事業者等

## コンパクトシティ形成支援事業の概要



(資料)国土交通省HPより抜粋